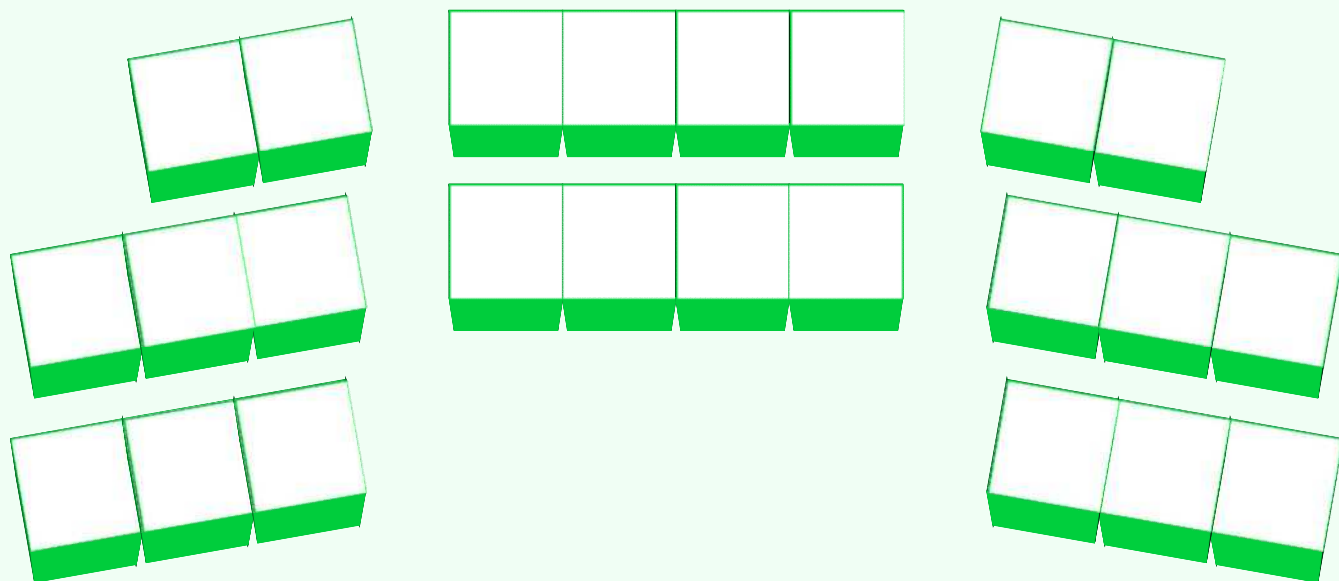


VOL.199  
2023・2

---

# 市議会レポート

---



青梅市議会事務局

## 目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
環境建設委員会	
議長会の動き	9
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
各種協議会等の動き	12
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	15
要綱・要領等の制定、改廃の状況	16
制定された要綱・要領	18
青梅市高齢者見守り支援事業実施要綱	以下 12 件



## 議 会 日 誌

<11月>

- 1日(火) 午前10:00 関東市議会議長会事務職員研修会 [全国都市会館一次長、主査]
- 2日(水) 午前 9:15 議会運営委員会  
午前10:00 令和4年定例会11月臨時議会 本会議 [議案審議]  
午前10:13 総務企画委員会  
午前10:45 予算決算委員会  
午後 1:19 全員協議会 [〈市長提出事項〉… 1. 第7次青梅市総合長期計画(案)について、2. 青梅市重層的支援体制整備事業等について]
- 4日(金) 午前10:00 災害対応訓練  
午後 3:00 東京都市議会議長会局長連絡会議 [武蔵村山市役所一局長]
- 6日(日) 青梅産業観光まつり
- 8日(火) 午前 9:30 寄居町議会議員行政視察 [市役所一企業版ふるさと納税について]
- 9日(水) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [みどり市役所一局長]  
午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館一天沼議員、庶務係主任]
- 10日(木) 午前 9:30 西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合一  
大勢待・湖城・迫田議員]  
午後 1:00 全国競艇主催地議会協議会役員会・臨時総会 [ホテルニュー  
オータニー鴨居議長、鴻井副議長、阿部総務企画委員長、  
局長]
- 11日(金) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事  
務所一みねざき・片谷・島崎議員]  
午後 3:30 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場一久  
保・鴻井議員]
- 15日(火) ~16日(水) 環境建設委員会行政視察 [奈良県三郷町]
- 21日(月) 午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館一局長]
- 21日(月) ~22日(火) 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察 [千葉競輪場]
- 24日(木) 午後 3:00 議会運営委員会

28日（月） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]  
 29日（火） 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室—鴨居議長、鴻井副議長、局長]

<12月>

2日（金） 午前 9:15 議会運営委員会  
 午前10:00 令和4年定例会12月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]  
 4日（日） 奥多摩溪谷駅伝競走大会  
 5日（月） 午前10:00 本会議 [一般質問]  
 6日（火） 午前10:00 本会議 [一般質問]  
 7日（水） 午前 9:30 環境建設委員会  
 午前10:00 総務企画委員会  
 8日（木） 午前10:00 福祉文教委員会  
 9日（金） 午前10:00 総合病院建替特別委員会  
 12日（月） 午前10:00 予算決算委員会  
 午前11:16 全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 令和5年度組織改正  
 (案)について、 2. 青梅市を当事者とした訴訟事件等の概  
 況について、 3. 「青梅市地域公共交通計画」の策定状況  
 について、 4. 市立青梅総合医療センターのロゴマークに  
 ついて <市長提出事項＞… 1. 西多摩地域広域行政圏協  
 議会審議会委員の選出について]  
 午後 2:46 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会  
 16日（金） 午前 9:15 議会運営委員会  
 午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]  
 26日（月） 午後 1:30 監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]

<1月>

4日（水） 午前 9:00 事務始め式  
 8日（日） 午前10:00 青梅市消防団出初式  
 9日（月） 午前10:30 青梅市二十歳を祝う会  
 12日（木） 午後 2:00 東京都市議会議長会職員一般研修会 [東京自治会館—局長]  
 13日（金） 午後 2:00 東京都市監査委員会委員研修会 [監査事務局—野島監査委員]

- 16日（月） 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館一天沼議員、庶務係主任〕
- 20日（金） 午後 3:00 東京都市議会議長会局長連絡会議〔多摩市役所一局長〕
- 23日（月） 午後 3:00 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会〔東京自治会館一鴨居議長、次長〕
- 24日（火） 午後 1:30 東京都市議会議会運営研究会〔東大和市役所一議事係長〕
- 25日（水） 午後 2:00 東京都市議会議会報研究会〔昭島市役所一調査係主任〕
- 26日（木） 午後 1:15 東京都市公平委員会関係団体協議会〔東京自治会館一鴨居議長、局長〕
- 30日（月） 午前11:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会〔東京自治会館一山崎議員、調査係主任〕
- 午後 1:30 議会運営委員会
- 午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室一野島監査委員〕
- 31日（火） 関東地区競艇主催地議会協議会役員会・研修視察〔ボートレース大村、ボートレースチケットショップ鹿島一鴨居議長、局長〕
- ～2月1日（水）



# 行政視察報告

## 環境建設委員会

環境建設委員会では、市内の公共交通の充実に向けて、交通弱者等に対する公共交通の在り方を調査、研究するため、「公共交通支援について」を所管事務調査事項としている。調査を進めるに当たり、先進地の行政視察が必要と判断し、今回は奈良県三郷町を視察することとした。

視察地 奈良県三郷町

視察期間 令和4年11月15日（火）～16日（水）

視察事項 予約制乗合タクシーおよびAI自動運転の実証実験について

参加者 （委員長）大勢待 利明 （副委員長）山田 敏夫  
（委員）寺島 和成、みねざき 拓実、湖城 宣子  
迫田 晃樹、久保 富弘  
（随 行…和久井庶務係長）

欠席者 （委員）小山 進

### 1 予約制乗合タクシーについて

#### (1) 概要

事前予約し、自宅（付近）から目的地（付近）で乗降可能なドア・ツー・ドア型のデマンド交通で、予約状況により乗り合いとなる。運行は、奈良近鉄タクシー株式会社に委託している。

#### ア 運行内容

運 行 日	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。）
運 行 時 間	午前8時30分から午後6時まで ※目的地が奈良県西和医療センターの場合のみ、午前8時から乗車可能
運 行 車 両	乗客数4人の中型タクシー車両
利 用 対 象 者	三郷町に住民登録があり、利用者登録（小学生以上）をした方 ※小学生未満の方は大人の登録者の同乗が必要
運 行 区 域	三郷町内全域、JR王寺駅西口改札前、斑鳩町及び平群町の一部（商業施設・医療福祉施設に限る。）
乗 降 場 所	利用者の自宅（付近）から目的地（付近）で乗降可能 ※自宅前や目的地前の道路が狭隘な場合は、その付近にて乗降
運 賃	乗り降りする区間によって、一人一乗車（1回）につき、 300円、500円、700円の3つに区分 ※小学生は半額、乳幼児は無料
予 約 受 付	乗車の1週間前から当日の30分前までに電話またはインターネットで予約

イ 利用者数（令和3年度）

年間利用者数20,190人、1日平均利用者数69.4人

ウ 運行経費および運賃収入（令和3年度）

(ア) 運行経費 18,201,610円

（運行委託料 16,762,810円、システム及び車載器使用料 1,280,400円

J R王寺駅乗降場賃借料 158,400円）

(イ) 運賃収入 7,001,400円（委託先の奈良近鉄タクシー(株)の収入）



予約制乗合タクシー



三郷町の担当職員から説明を受ける委員

## (2) 導入の経緯

三郷町は坂道が多い地形であり、高齢者の移動手段の確保が重要である。高齢化が進行し路線バスの利用者数が低下する中で、新たな公共交通としてコミュニティバス、定時定路線タクシー、予約制乗合タクシーの3つの手法を比較検討した。平成22年11月から予約制乗合タクシーの導入について検討を開始し、地域公共交通会議を2回開催し、利用者説明会を自治会館等で27回実施した。平成23年12月から実証運行を開始し、平成25年4月から本格運行を開始した。

## (3) 課題

燃料価格の高騰などもあり、委託先の奈良近鉄タクシー(株)に支払う運行経費が年々増加している。また、運転手が不足している状況である。直近ではコロナ禍での乗合事業の継続が課題となっている。

## (4) 取り組み

ア 新型コロナウイルスの感染症対策として、臨時交付金等を活用し、運賃は据え置きで乗り合わず利用できるよう配車数を増便した。

イ 高齢者の公共交通利用を促進するため、自動車の運転免許証を返納した方に予約制乗合タクシー利用券または交通系ICカードのいずれか9,000円分を配付し



ている。駅から遠い住民は、予約制乗合タクシー券を選択する傾向があり、この取り組みにより運転免許証の返納者が増加した。

ウ 令和元年10月に予約制乗合タクシーに電気自動車を1台導入した。脱炭素社会の実現に向けて環境に配慮した公共交通を推進するとともに、災害等の停電時には災害対策本部である役場庁舎の予備電源として活用する。

## 2 AI自動運転の実証実験について

### (1) 概要

#### ア 自動運転の実証実験

令和4年2月にF S S 3 5キャンパス※内において、自動運転車両の実証実験を実施した。

#### ※F S S 3 5キャンパス

令和4年3月に奈良学園大学三郷キャンパスが移転し、その跡地を三郷町が無償で譲り受け、Future Technology (未来技術)、SDGs (持続可能な開発目標)、Symbiotic Society (共生社会) の頭文字と三郷の数字の語呂合わせからF S S 3 5キャンパスと名づけた。内閣府が推進している全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」のモデルエリアとして事業の実施を計画している。大学跡地の施設を有効活用し、住民主体のキャンパスとして、サービス付き高齢者住宅、就労支援施設、ブックカフェ、サテライトオフィス、スポーツ施設等として活用する計画で事業者を募集し、令和5年度から順次オープンを目指して進めている。

#### イ 見守り・防犯システムの実証実験

F S S 3 5キャンパス内において、ローカル5Gを活用し、自動運転車両に搭載した移動防犯カメラを使用したAI顔認証による子ども、高齢者等の見守りシステムの実証実験を実施した。

AI画像認識により車いす、白杖利用者等の要介助者や不審車両を自動で検知可能な防犯システムの実証実験を実施した。

### (2) 実証実験に至る経緯

公共交通事業者の人手不足により運転手が不足しており、将来的な公共交通の維持が厳しいものとなっている。また、今後人口減少が進む中で地域でも見守りの維持は難しく、子どもや認知症の高齢者の見守り等の住民の安全確保の維持が課題となっている。これらの課題を解決する取り組みとして、総務省の補助金を活用して、自動運転システムとAI画像認識を活用した実証実験を実施することとなった。

### (3) 実証実験結果

#### ア 自動運転

危険時の停車、坂道での走行、規定ルート上での走行が特段問題がなくできることが確認できた。

#### イ AI顔認証

コロナ禍でマスク着用の有無による認証状況について検証を行い、マスク無し  
の状況では15メートル、マスク有りの状況では5メートルの距離で100%認証す  
ることが確認できた。

#### ウ 人物および物体の検知

15メートルの距離で検知することが確認できた。

#### エ ナンバープレートの検知

車両の速度が時速30キロメートルでも番号を検知することが確認できた。

#### (4) 今後の取り組み

令和5年度以降は、F S S 3 5 キャンパスの利用開始による滞在人口等の増加に  
よるバス路線の需要の回復を図り、休止路線の再開を目指していく。奈良県と連携  
して公道上（J R 三郷駅からF S S 3 5 キャンパス間片道約1.3キロメートル、高  
低差75メートルの現在運行休止中の既存路線バスルート）における自動運転の実施  
に向けて、自動運転車両の走行安全性を検証し、将来的な社会実装に向けて信号連  
携や路側センサーの設置等の対策の必要性を検討していく。また、地域の新たな移  
動サービスとして利用者や周辺住民の利用意向と乗り心地等の評価、地域内に自動  
運転車両が走行することについての賛否等の評価の分析を行っていく。



環境建設委員会の委員(三郷町役場にて)

### 【視察を終えて】

視察当日に町長、議長をはじめ非常に多くの三郷町の職員の方々に、熱烈なお出迎えとお見送りをしていただき、町全体で来訪者をおもてなししようとする姿勢に大変感激した。

予約制乗合タクシーについては、燃料費の高騰などによる運行経費の増加、運転手の不足等の課題があるとのことであったが、導入して約10年経過した今も安定した運行ができています。利用料金の設定に当たっては、区域ごとに設定し利用者に分かりやすいものとなっており、路線バスやタクシーの事業者に影響がないように配慮がされている。青梅市においても、新しい公共交通を導入する際には、既存の公共交通との共存は、解決しなければならない課題であり、青梅市とは面積等の違いはあるが参考にしたい。

公共交通の利用を促進するための取り組みとして、運転免許証返納者に対して予約制乗合タクシー券や交通系ICカードを配付し、返納者が増加しているとのことであった。高齢者による運転中の事故防止にもつながり、非常に良い施策であると感じた。

自動運転の実証実験については、国の補助金を積極的に活用し、大学跡地であるFSS35キャンパスを拠点としたまちづくりの一環として、新しい公共交通の導入を目指して実施されたものであり、この取り組みは、青梅市の様々な課題の解決に参考になるものであった。自動運転は、今後ますます技術が向上し安全性も高まり、導入を検討する自治体も増加していくものと思われる。また、AI顔認証による見守りシステムは、高齢化が進んでいる青梅市においても有効なものであると感じた。青梅市での活用の可能性について、市の公共交通担当部署とともに研究していきたい。

(環境建設委員長 大勢待 利明)

# 議 長 会 の 動 き

## 東京都市議会議長会

11月4日（金） 事務局長連絡会議

\* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和4年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

\* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

\* その他

11月21日（月） 定例総会

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下13件

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和5年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
  - (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（会長が必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
  - (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について  
歳入、歳出ともに1,179万3,000円
- 3 令和5年度東京都市議会議長会関係役員（案）について  
会 長 国分寺市議会議長  
副会長 国立市議会議長、あきる野市議会議長  
理 事 立川市議会議長、三鷹市議会議長、調布市議会議長、  
日野市議会議長、狛江市議会議長、東久留米市議会議長、  
羽村市議会議長  
監 事 武蔵野市議会議長、東村山市議会議長
- 4 令和4年度東京都市議会議員研修会について  
日 時 令和5年2月6日（月）午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場  
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員  
演 題 「(仮) 地方自治・地方議会について」  
講 師 明治大学政治経済学部 教授  
牛 山 久仁彦 氏

5 各市提出議案について

国立市議会提出「公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業等に対する都の補助率の見直しに関する要望書」

\* その他

1 令和4年度東京都市議会議長会事業日程

1月12日(木) 事務局職員一般研修会

\* 講演 「議会による政策立案と事務局の役割」

講 師 早稲田大学マニフェスト研究所 ローカル・マネージャー  
(兼) 招聘研究員 長 内 紳 悟 氏

1月20日(金) 事務局長連絡会議

\* 案件(了承)

- 1 各市提出議案について
- 2 関東市議会議長会第89回定期総会で審議する都県提出議案について
- 3 令和4年度東京都市議会議員研修会について
- 4 東京都市議会議長会理事会及び2月定例総会の運営について

\* その他

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

1月24日(火) 議会運営研究会

\* 内容

- 1 講評：令和4年度東京都市議会議会運営研究会における課題研究に対する講評
- 2 講演：議会運営に関する事例についての質問に対する解説
- 3 その他、情報交換事項に関するコメント等

\* 講 師 株式会社地方議会総合研究所代表取締役  
廣 瀬 和 彦 氏

1月25日(水) 議会報研究会

- \* 講演 「知っておきたい議会広報写真の撮り方と表現方法  
～ステップアップを目指して～」  
講師 公益社団法人 日本写真家協会  
企画担当理事 川村 容一 氏

## 関東市議会議長会

11月1日（火） 事務局職員研修会

- \* 講演 「政務活動費の適正な支出と政策的活用」  
講師 自治体議会研究所 代表  
高 沖 秀 宣 氏  
講演 「ディズニー流感動を生む企画の秘密」  
講師 元ウォルト・ディズニーシニア・プロデューサー  
大 島 崇 央 氏



## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

11月9日（水） 事務局長会議

\* 報告事項（了承）

1 会務報告について 以下2件

\* 協議事項（了承）

1 役員会及び視察研修について

2 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について

3 令和4年度の運営及び行事予定について

4 その他

1月31日（火）～2月1日（水） 役員会・研修視察

○役員会

\* 報告事項（了承）

1 会務報告について

\* 協議事項（了承）

1 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度役員一覧（案）について

\* その他

1 関東地区競艇主催地議会協議会令和4年度行事予定表（案）について

2 その他

○研修視察

\* 視察先

ボートレース大村、ボートレースチケットショップ鹿島

### 全国競艇主催地議会協議会

11月10日（木） 役員会・臨時総会

\* 会員異動報告（了承）

\* 議事

1 令和4年度事務事業について（了承）

- 2 ポートレース事業の現況について（了承）
  - 3 令和3年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）
 

歳入	予算額	3,903万3,000円	決算額	4,339万4,503円
歳出	予算額	3,903万3,000円	決算額	3,096万4,121円
差引残額	1,243万382円			
  - 4 令和4年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）
 

歳入予算の繰越金46万9,000円を繰入金に組み替える。
  - 5 令和5年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）
 

令和3年度売上額の60万分の1（青梅市議会は、9万8,100円）
- \* その他

### 三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月9日（水） 第3委員会

\* 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 妹尾 健司 氏

\* その他

1月16日（月） 第3委員会

\* 会務報告

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和4年度第3委員会報告書（案）について
- 2 令和5年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 令和5年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

1月30日（月） 第2委員会

\* 会務報告

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和4年度第2委員会報告書（案）について
- 2 令和5年度第2委員会運動方針（案）について



- 3 令和5年度第2委員会正副委員長の選出について
- 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

1月23日（月） 第二部会

\* 議題（原案了承）

- 1 令和5年度消防委託事務について
- 2 役員の改正について
- 3 令和5年度通常総会日程等について
- 4 その他



## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 令和3(2021)年度	青梅市中央図書館	青梅市	令4	A4
289	生誕100年 斎藤真指の生涯	青梅市郷土博物館	青梅市郷土博物館	令4	A4
318	現行自治六法Ⅰ基本法編 令和2年版	自治法規 実務研究会	第一法規	令元	B6
318	現行自治六法Ⅱ諸法編 令和2年版	自治法規 実務研究会	第一法規	令元	B6
349	財政のあらまし 令和3年度決算の概況 令和4年度上半期財政運営の状況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	令4	A4
518	令和3年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	令4	A4



## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和4年11月～令和5年2月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市高齢者見守り支援事業実施要綱	制定	高齢者支援課
公益社団法人青梅市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱	改正	高齢者支援課
令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯家計応援給付金支給要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
青梅市民間保育所運営費の弾力的運用の取扱基準	改正	子育て推進課
青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市立第二小学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	学校給食センター
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	改正	子ども家庭支援課
令和4年度第2回青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱	制定	都市整備部 管理課
青梅市空家等対策審議会の公募委員選考基準	制定	住宅課
青梅市空家等対策審議会の公募委員募集要領	制定	住宅課
青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準	改正	教育総務課

件 名	区 分	所 管
青梅市立小中学校専用車運用要綱	改正	教 育 総 務 課
青梅市立小学校および中学校創立周年記念誌作成補助金交付要綱	改正	教 育 総 務 課
令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料 助成金交付要綱	制定	指 導 室
新青梅市立総合病院改革プラン策定検討委員会設置要綱	改正	病 院 事 務 局 管 理 課

# 制定された要綱・要領

## 青梅市高齢者見守り支援事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、おおむね65歳以上の在宅生活者であって、認知症等により行方不明になるおそれのあるもの（以下「在宅認知症等高齢者」という。）の家族等に対し、高齢者見守り支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって在宅認知症等高齢者が行方不明になった場合の早期発見および安全確保を図るとともに、家族等の負担軽減に資することを目的とする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 見守りシール 協力者が家族等にメッセージを送るためのウェブサイトに接続する二次元コードおよび市名が印字されたシールをいう。

(2) 在宅生活者 自宅または次に掲げる施設で生活している者をいう。

ア 有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第29条に規定する有料老人ホームをいう。）

イ 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）

ウ 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）

エ 認知症対応型共同生活介護施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設をいう。）

(3) 家族等 在宅認知症等高齢者の親族および内縁関係にある者ならびに前号アからエまでに定める施設の職員その他青梅市長（以下「市長」という。）が認める者をいう。

(4) 協力者 行方不明になった在宅認知症等高齢者を発見し、家族等に連絡する者をいう。

### 3 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、第7項および第9項の規定にもとづく事務を除き、事業の実施を適切な事業運営ができると認められる者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

### 4 事業内容

この事業において実施するサービス（以下「サービス」という。）の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 見守りシールの製作および交付
- (2) 協力者と家族等がやり取りを行うウェブサイトの運用

## 5 対象者

サービスの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する在宅認知症等高齢者の家族等（市外在住の家族等を含む。）
- (2) その他市長が認める者

## 6 利用の申請

サービスを利用しようとする家族等（以下「申請者」という。）は、青梅市高齢者見守り支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## 7 利用の決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、サービスの利用の可否を決定し、青梅市高齢者見守り支援事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

## 8 申請内容の変更および辞退

前項の規定により、サービスの利用承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく青梅市高齢者見守り支援事業利用変更（辞退）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請内容に変更があったとき。
- (2) 在宅認知症等高齢者の心身状態の変化等により、当該高齢者が行方不明になるおそれなくなったとき。
- (3) 在宅認知症等高齢者が市外に転出したとき。
- (4) 在宅認知症等高齢者が介護保険施設（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）への入所または病院への入院等により、長期にわたり在宅生活者ではなくなる見込みとなったとき。
- (5) 在宅認知症等高齢者が死亡したとき。
- (6) サービスの利用を辞退するとき。

## 9 利用承認の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの利用承認を取り消し、青梅市高齢者見守り支援事業利用取消通知書（様式第4号）により当該利用者に通知するものとする。

- (1) 前項第2号から第6号までの事由により同項の高齢者見守り支援事業利用変更（辞退）届を受け、これを適当と認めたとき。

(2) 利用者が虚偽の申請または虚偽の申出その他不正な行為により利用の承認を受けたとき。

(3) その他市長がサービスの利用承認を取り消す必要があると認めるとき。

## 10 費用

サービス利用開始時に交付する見守りシール（耐洗ラベルシール20枚および蓄光シール10枚）の交付費用は、市が負担するものとする。ただし、追加交付を希望する場合は、当該追加交付にかかる費用は利用者が負担するものとする。

## 11 関係機関との連携

市および事業者は、警察、消防、住民団体、介護事業所、青梅市地域包括支援センターその他の関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得てこの事業の円滑な推進を図るものとする。

## 12 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 13 実施期日

この要綱は、令和5年1月24日から実施する。

# 令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策子育て世帯家計応援給付金支給要綱

## 1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援し、その心労を見舞うため、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯家計応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 支給対象者

(1) 給付金は、次のいずれかに該当する者に対して支給するものとする。

ア 令和4年9月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の支給を青梅市長（以下「市長」という。）から受けている者（同年12月1日（以下「基準日」という。）までに新たに同年9月分の児童手当の算定の基礎となる児童の養育者として市長の認定を受けた場合は、当該養育者）

イ 令和4年9月分の児童手当の受給者でなかったが、出生または転入（新たに

青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に住所を定めることまたはこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を事由として新たに同年10月分から同年12月分までのいずれかの月の分の児童手当の支給を市長から受けている者（同年9月1日から基準日までの間に当該児童に複数の養育者がいる場合は、基準日時点において養育者と認定された者）

ウ 令和4年9月分の児童手当の支給を受けている公務員（法第17条第1項に規定する公務員であって同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けているものをいう。以下同じ。）であって、同年8月1日から同年8月31日までのいずれかの日から引き続き同年9月1日までの間に市内に住所を有するものまたはこれに準ずると市長が認めるもの（基準日までに新たに同年9月分の児童手当の算定の基礎となる児童の養育者として市長の認定を受けた場合は、当該養育者）

エ 令和4年9月分の児童手当の受給者でなかったが、出生または転入を事由として新たに同年10月分から同年12月分までのいずれかの月の分の児童手当の支給を受けている公務員であって、出生または転入の日からその翌月1日までの間に市内に住所を有するものまたはこれに準ずると市長が認めるもの（出生または転入の日から基準日までの間に当該児童に複数の養育する者がいる場合は、基準日時点において養育者と認定された者）

(2) 前号の規定にかかわらず、給付金は次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者に対して支給する。ただし、前号に規定する者（以下この号において「受給者」という。）に対して給付金が決定されている場合は、この限りでない。

ア 基準日後に受給者が死亡した場合（この号の規定により給付金を支給される者が当該給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）当該死亡した日の属する月の翌月に当該死亡した者に支給が予定されていた児童手当の支給を受ける者

イ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者にかかる児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）となった場合 当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親または入所もしくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

ウ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別にしていない当該受給者の配偶者（現に次項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）



がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童にかかる法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合 当該配偶者

### 3 対象児童

前項に規定する支給対象者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和4年9月分の児童手当にかかる児童
- (2) 出生または転入を事由として新たに支給対象者に支給される令和4年10月分から同年12月分までのいずれかの月の分の児童手当にかかる児童

### 4 給付金の支給額

給付金は、対象児童1人につき1万円を支給するものとする。

### 5 市からの申込みによる支給

- (1) 市長は、第2項第1号アまたはイに該当する者（令和5年3月1日までに市長の認定を受けた者に限る。以下「一般支給対象者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 一般支給対象者は、前号の申込みを受けたときは、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯家計応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による支給の申込みをしたときから市長が別に定める日までに前号の届出がないときは、給付金の支給を決定し、速やかに支給を行うものとする。
- (4) 市長は、前号の支給の決定がされた後、次に掲げる方式のいずれかにより、給付金を支給するものとする。ただし、ウに掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他次のアおよびイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。
  - ア 児童手当支給口座振込方式 児童手当にかかる指定口座に振り込む方式
  - イ 指定口座振込方式 前号の支給決定までに、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯家計応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「支給口座登録等届出書」という。）により指定された口座に振り込む方式
  - ウ 窓口交付方式 支給口座登録等届出書により、市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

### 6 申請による給付の受付開始日および申請期限

- (1) 前項第1号の規定による支給の申込みを行った者を除くほか、給付金の支給を

受けるために申請が必要となる者（以下「申請者」という。）の申請にかかる受付開始日は、前項第2号アおよびイに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 前号の規定による申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日とする。

#### 7 給付金にかかる申請ならびに支給の決定および方式

(1) 申請者は、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯家計応援給付金申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により公的身分証明書の写し等を添付して申請を行うものとする。

(2) 市長は、前号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、第5項第4号イまたはウのいずれかの方式により給付金を支給するものとする。

(4) 市長は、すでに当該給付金の支給額の算定の基礎となった対象児童にかかる給付金の支給は行わないものとする。

#### 8 代理による申請

代理により前項第1号の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

#### 9 給付金の支給に関する周知

市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

#### 10 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の周知を行ったにもかかわらず、申請者から第6項第2号に規定する申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第5項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当指定振込口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和5年3月15日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があつたものとみなす。

(3) 市長が第7項第3号の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年3月

15日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

#### 11 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

#### 12 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

#### 13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年12月13日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

## 令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和3年度補正予算分）実施要綱（令和4年1月24日付け子発0124第2号別紙厚生労働省子ども家庭局長通知）および令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）交付要綱（令和4年7月14日付け厚生労働省発子0714第3号別紙）にもとづき、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した保育業務を支援するシステムの導入に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定め、保育士等の業務負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 補助対象者

令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、青梅市の区域内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の設置者とする。

### 3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育士の業務

負担を軽減するため、次の各号のいずれにも該当する機能を有する保育業務支援システム（以下「保育業務支援システム」という。）を新たに導入するために要した初期費用（端末の購入費用、インターネット環境の整備費用等を含む。）の一部を補助する事業とする。この場合において、当該各号に定める機能のほか、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能、職員の勤務シフトを作成する機能その他保育士の業務負担の軽減に資する機能を付与することができるものとする。

- (1) 保育にかかる計画および記録に関する機能
- (2) 園児の登園および降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能

#### 4 補助対象経費

補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、保育業務支援システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料および備品購入費とする。

#### 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助基準額（1施設当たり100万円）と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

#### 6 補助対象期間

補助対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

#### 7 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 導入を行う保育業務支援システムの機能を詳細に確認できる資料
- (2) 見積書および内訳明細書
- (3) 保育業務支援システム導入計画書（スケジュール、導入による保育士の業務負担の計画、システム販売事業者支援体制等を記載したもの）

#### 8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### 9 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

#### 10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市保育所ICT化推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

#### 12 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を青梅市に納付させるものとする。

#### 13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

#### 14 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年12月13日から実施し、同年4月1日から適用する。  
ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、こ

の要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

## 令和4年度青梅市私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、東京都の私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日付け31生私振第1958号）にもとづき、私立幼稚園等において新型コロナウイルス感染症対策として実施する子どもを安心して育てることができる環境の整備事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 補助対象者

令和4年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に所在する次に掲げる施設の設置者とする。

- (1) 私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）
- (2) 幼稚園類似の幼児施設（青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和53年4月1日実施）別表の基準に該当すると青梅市長（以下「市長」という。）が認める施設をいう。）

### 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な事業

### 4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1に定めるものとする。

### 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

## 6 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 7 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

## 9 申請内容の変更等

前項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

## 10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

## 12 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号および第5号の規定により処分を制限する取得財産等ならびに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。

- (2) 補助事業者は、前号に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

### 13 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

### 14 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

### 15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年1月17日から実施し、令和4年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

### 別表（第4項、第5項関係）

1 補助対象経費	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な保健衛生用品、備品等の購入に要する経費</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（預かり保育を実施したことにかかる経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）</p>
2 補助基準額	<p>1 施設当たり</p> <p>(1) 定員19人以下 30万円</p> <p>(2) 定員20人以上59人以下 40万円</p> <p>(3) 定員60人以上 50万円</p>

備考 2の区分に定める定員は、補助事業を実施する施設における令和4年4月1日現在の利用定員とする。



## 令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策保育環境改善事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱（令和4年7月14日厚生労働省発子0714第3号）にもとづき、保育施設等（次項各号に掲げる施設および事業をいう。以下同じ。）において、新型コロナウイルス感染症対策として実施する保育環境の改善事業に対し補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子どもを安心して育てることができる環境整備に資することを目的とする。

### 2 補助対象者

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市の区域内で運営される次の各号のいずれかの施設の設置者または事業の実施者であって、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するための取組に努めているものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (3) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
  - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項の規定にもとづく認可外保育施設の届出を東京都知事に行っている企業主導型保育事業

### 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設等において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育環境を改善するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業
- (2) 衛生用品および感染防止のための備品の購入、施設の消毒、感染症予防の広報

啓発等の事業

#### 4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1の区分に定める補助対象経費とする。

#### 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

#### 6 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

#### 7 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする保育施設等の設置者または実施者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### 9 申請内容の変更等

前項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

#### 10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

#### 11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場

合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へに通知するものとする。

#### 12 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を青梅市（以下「市」という。）に納付させるものとする。

#### 13 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### 14 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

#### 15 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

#### 16 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年1月17日から実施し、令和4年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項関係）

1 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、負担金、補助および交付金
2 補助基準額	1 保育施設等当たり (1) 定員19人以下 30万円 (2) 定員20人以上59人以下 40万円 (3) 定員60人以上 50万円

備考 2の区分に定める定員は、第2項第1号から第3号までに規定する施設または事業においては令和4年4月1日現在の認可定員とし、同項第4号に規定する事業においては児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3および第49条の7に規定する書類に記載された利用定員とする。

**令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症  
対策保育支援事業補助金交付要綱**

1 目的

この要綱は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年府子本第474号）および東京都子供・子育て支援交付金補助要綱（平成29年12月6日付け29福保子計第749号）にもとづき、保育施設（次項各号に掲げる事業を実施する事業所をいう。以下同じ。）の職員が、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内において感染症拡大防止を徹底するための取組に努めている次の各号のいずれかの事業を実施する保育施設の実施者とする。

- (1) 東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付け福保子保第511号）に規定する延長保育事業（以下「延長保育事業」という。）
- (2) 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第5

07号) および東京都幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業) 運営費等補助金交付要綱(平成28年1月19日付け27生私振第1162号)に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)

(3) 東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日付け21福保子保第375号)に規定する病児保育事業(以下「病児保育事業」という。)

### 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、保育施設において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業とする。

### 4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1の区分に定める補助対象経費とする。

### 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

### 6 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 7 交付申請

補助金を活用した事業(以下「補助事業」という。)を実施しようとする保育施設の設置者または実施者(以下「申請者」という。)は、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、青梅市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

### 8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

### 9 申請内容の変更等

前項の規定による交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

## 10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

## 11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

## 12 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

## 13 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年12月4日内閣府告示第424号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

## 14 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した単価50万円以上の機械および器具については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

## 15 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

## 16 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年1月17日から実施し、令和4年4月1日から適用する。  
ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

### 別表（第4項、第5項関係）

1 補助対象経費	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、負担金、補助および交付金
2 補助基準額	1 事業当たり (1) 延長保育事業 ア 定員19人以下 15万円 イ 定員20人以上59人以下 20万円 ウ 定員60人以上 25万円 (2) 一時預かり事業 30万円 (3) 病児保育事業 30万円

備考 2の区分に定める定員は、事業を実施する保育施設における令和4年4月1日現在の利用定員とする。

## 令和4年度青梅市保育所等物価高騰 緊急対策事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、東京都保育所等物価高騰緊急対策事業実施要綱（令和4年11月4日付け4福保子保第2838号。以下「都実施要綱」という。）および令和4年度東京都保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱（令和4年11月30日付け4福保子保第3088号。以下「都交付要綱」という。）にもとづき、物価高騰の影響を受ける保育所等の負担を軽減するため、食材料費および光熱水費の物価高騰分に要する経費に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を

交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 補助対象者

令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市の区域内で運営するものであって、次に掲げるいずれかの施設の設置者または事業の実施者（以下「保育所等」という。）とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受けた次のいずれかに該当する施設
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業
  - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 東京都一時預かり事業及び定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付け7福子推第276号）および東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第507号）の規定にもとづき実施する一時預かり事業（東京都一時預かり事業実施要綱第4項第3号に規定する居宅訪問型を除く。）
- (4) 東京都一時預かり事業及び定期利用保育事業実施要綱にもとづき実施する定期利用保育事業
- (5) 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付け21福保子保第375号）の規定にもとづき実施する病児対応型病児保育事業および病後児対応型病児保育事業

## 3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「実施期間」という。）において、保育所等の運営上発生する食材料費および光熱水費を負担する物価高騰緊急対策事業とする。

## 4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、実施期間において、保育所等が負担する食材料費および光熱水費の物価高騰分とする。

## 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の1の区分に定める補助対象施設および事業ごとに同表



の2の区分に定める補助基準額とする。ただし、第2項第1号および第2号の施設および事業については、補助基準額から算定した交付額が同表の3の区分に定める補助下限額を下回る場合は、当該補助下限額を交付額とする。

## 6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## 7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、補助事業者に対し、実施期間において物価高騰に伴う負担を利用者から徴収しない旨の条件を付するものとする。

## 8 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

## 9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

## 10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

## 11 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

## 12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

## 13 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年1月31日から実施し、令和4年10月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

### 別表（第5項関係）

1 補助対象施設・事業	2 補助基準額 (1施設または1事業当たり)	3 補助下限額
第2項第1号アの認可保育所	施設および事業ごとに、実施期間における毎月初日の在籍児童数の合計人数に、次に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。 1,465円	30万円
第2項第1号イの地方裁量型認定こども園		20万円
第2項第2号イの小規模保育事業		10万円
第2項第2号アの家庭的保育事業		5万円
第2項第3号の一時預かり事業 第2項第4号の定期利用保育事業 第2項第5号の病児対応型および病後児対応型病児保育事業	施設および事業ごとに、実施期間における延利用児童数に次に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。 60円	

# 令和4年度第2回青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱

## 1 目的

この要綱は、エネルギー価格の高騰により著しい影響を受けている公共交通事業者に対し、負担を軽減することにより事業継続を支援し、もって青梅市民の重要な移動手段である公共交通サービスの確保維持を図るため、予算の範囲内において、青梅市地域公共交通事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第4号に掲げる自動車運送事業を経営する者を除く。
- (2) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。ただし、福祉輸送に限定する事業を経営する者を除く。
- (3) 交通事業者 乗合バス事業者およびタクシー事業者をいう。

## 3 対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交通事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年11月15日（以下「基準日」という。）において青梅市の区域内（以下「市内」という。）に営業所を置いて事業を営み、かつ、当該事業を継続する意向であること。
- (2) 青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第2項第3号に掲げる暴力団等でないこと。
- (3) 法人市民税または法人住民税（以下「法人住民税」という。（課税権が他市区町村にあるものについては、当該法人住民税））を滞納していないこと。（徴収猶予措置の手続をしている場合は、除く。）
- (4) その他支援金の目的に照らして適当でないと青梅市長（以下「市長」という。）が認める者でないこと。

#### 4 交付額および交付回数

支援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、支援金の交付は、1交通事業者につき1回限りとする。

- (1) 乗合バス事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合バスの車両数に15万円を乗じて得た額。ただし、青梅市と乗合バス事業者との協定書に規定する公共負担の対象となる路線を運行する車両数を除く。
- (2) タクシー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するタクシーの車両数に5万円を乗じて得た額

#### 5 交付申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度第2回青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年11月30日までに市長に申請するものとする。ただし、第2号および第4号に掲げる書類については、令和4年度青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱（令和4年9月1日実施）にもとづく交付申請において提出しているときは、申請書への添付を要しないものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 法第4条第1項または鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- (3) 在籍車両の数が確認できる書類
- (4) 法人住民税に未納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### 6 交付決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

#### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

#### 8 実施期日等

- (1) この要綱は令和4年11月15日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

## 青梅市空家等対策審議会の公募委員選考基準

### 1 目的

この基準は、青梅市空家等対策審議会の公募委員募集要領（令和5年1月1日実施。以下「要領」という。）第7項に規定する選考を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 書類審査の方法

- (1) 選考者（要領第6項に定める選考者をいう。以下同じ。）は、応募者から提出された作文により、次の項目について、公募委員とすることの「適・不適」の審査をそれぞれ行うものとする。

ア 市民の代表としての審議会への参加の意欲

イ 市が実施する空家等対策についての理解度

ウ 文章の表現その他作文の形式的完成度

- (2) 前号の審査結果をそれぞれの項目ごとに集計し、選考者の過半数が「不適」とする項目があるときは、その者を不合格とする。

- (3) 前号の規定により不合格となる者以外の者を合格とし、その数が募集人数を超えた場合は、公開抽選により当選者および補欠者を決定するものとする。

### 3 公開抽選

- (1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、書類審査終了後、速やかに決定し、合格者宛てに通知するものとする。

- (2) 抽選方法

ア 公開抽選は、住宅担当課が開催し、都市整備担当部長があらかじめ指名した選考者が立ち会うものとする。

イ 抽選は、抽選器によるものとし、選考者のうち都市整備担当部長があらかじめ指名する者（以下「抽選者」という。）が実施するものとする。

ウ 抽選者は、合格者の受付番号を付した玉を男女別にそれぞれ抽選器に入れ、抽選器により1番に抽出された玉の受付番号の者から順に当選者を決定し、次いで補欠者とその順位を決定するものとする。

### 4 書類審査の結果の開示

書類審査の結果については、応募者本人の審査結果について、応募者本人から請求があった場合に限り開示するものとする。

#### 5 報告

選考結果は、青梅市長に報告するものとする。

#### 6 実施期日

この要領は、令和5年1月1日から実施する。

## 青梅市空家等対策審議会の公募委員選考基準

### 1 目的

この要領は、青梅市空家等対策の推進に関する条例（令和4年青梅市条例第31号）第18条第3項に規定する青梅市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の委員の委嘱について、広く市民から公募するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 応募資格

公募による審議会の委員（以下「公募委員」という。）に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市の区域内に住所を有する者
- (2) 応募時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市の空家等対策に関心があり、審議会への出席が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市の他の附属機関等の委員等でない者
- (6) 青梅市職員でない者
- (7) 市税およびその延滞金の滞納がない者
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）にもとづく特定空家等の所有者等でない者

### 3 応募方法

公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵便または電子メールにより青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢、性別および電話番号
- (2) 「青梅市の空家等に関する問題に対する意見を踏まえた応募動機」の作文（300字以上400字以下）

### 4 募集人数

募集人数は、男女各 1 人とする。

#### 5 募集期間

募集期間は、募集開始日から 2 週間とする。

#### 6 選考者

公募委員を選考する者は、都市整備担当部長、総務部施設担当課長および住宅担当課長とする。

#### 7 選考方法

(1) 一次選考は、書類審査とする。

(2) 書類審査の結果、審査に合格した者（以下「合格者」という。）が募集人数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

(3) 書類審査の結果、合格者が各男女の募集人数に満たない場合は、性別にかかわらず、合格者とする。

(4) 選考結果は、合格者宛てに書面で通知する。

#### 8 庶務

公募委員の募集に関する庶務は、住宅担当課において処理する。

#### 9 その他

この要領に定めるもののほか、公募委員の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 10 実施期日

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

## 令和 4 年度青梅市立小学校および中学校 修学旅行等取消料助成金交付要綱

#### 1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、青梅市立小学校および中学校（以下「小・中学校」という。）において実施を予定していた修学旅行等が中止となること等に伴い、保護者が負担することとなる費用を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 修学旅行等 小・中学校における令和 4 年度の修学旅行、移動教室その他の

旅行のうち、交通費、宿泊料等の経費の全額を児童および生徒（以下「児童等」という。）の保護者が負担するもの

- (2) 取消料 修学旅行等のために予約した宿泊施設、交通手段等を解約した場合に発生する違約金その他の旅程の変更に伴い発生する経費として青梅市長（以下「市長」という。）が認めるもの

### 3 交付対象者

令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、青梅市教育委員会が中止、旅程の変更等を決定した修学旅行等に参加申込みをしていた児童等の保護者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、すでに実施された修学旅行等への参加を取りやめた児童等の保護者

### 4 交付対象経費

助成金の交付対象経費は、第2項第2号に定める取消料に該当する経費とする。

### 5 助成金の額

助成金の額は、前項に規定する交付対象経費に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。

### 6 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

### 7 助成金の交付決定および通知

市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

### 8 実績報告

前項の規定により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、取消料の支払が完了したときまたは助成金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料支払実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他当該収支決算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し



(2) その他市長が必要と認めるもの

## 9 交付額の確定

市長は、前項の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付額確定通知書(様式第4号。以下「確定通知書」という。)により通知する。

## 10 交付請求

交付決定者は、前項の確定通知書を受領したときは、令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

## 11 概算払

(1) 前項の規定にかかわらず、市長が助成事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定者は、助成金の概算払を受けることができる。

(2) 前号の規定による助成金の概算払を受けようとする交付決定者は、助成金の交付決定後に令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付(概算払)請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(3) 第1号の規定による助成金の概算払を受けた交付決定者は、確定通知書を受領後に助成金の精算を行い、令和4年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金精算報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

## 12 委任

(1) 第6項の交付申請、第8項の実績報告、第10項の交付請求、前項第2号に規定する概算払の請求および第3号に規定する概算払の精算は、児童等の保護者が小・中学校の学校長を代理人と定め、その権限を委任することができるものとする。

(2) 前号の規定により、権限を委任するときは、委任状(様式第8号または様式第9号)を市長に提出しなければならない。

## 13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

## 14 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年11月25日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

## 青梅市立第二小学校給食調理業務 委託プロポーザル選定委員

### 1 設置

青梅市立第二小学校給食調理業務を委託するに当たって、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市立第二小学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

### 3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 委員長 教育部長

- (2) 委員

ア 青梅市立学校給食センター条例（昭和46年条例第14号）第3条第1項の

青梅市立学校給食センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）の会長

イ 運営審議会の委員を代表する者

ウ 青梅市立第二小学校校長

エ 青梅市立第二小学校栄養士

オ 学校給食センター職員 2人

### 4 委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

### 6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

### 7 庶務

委員会の庶務は、学校給食担当課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会  
が定める。

## 9 実施時期

この要綱は、令和5年1月12日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した  
結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。